

横浜市営住宅条例及び横浜市改良住宅条例の一部改正について

1 改正の趣旨

地域自主性一括法による公営住宅法の改正（平成 2 4 年 4 月 1 日施行）等に伴い、「横浜市営住宅条例」、「横浜市改良住宅条例」を改正します。

2 改正の内容

(1) 横浜市営住宅条例の一部改正

ア 入居収入基準

法改正の概要	○入居収入基準額・裁量階層の範囲について「政令で定める」を「条例で定める」に改正 ※入居収入基準額：公営住宅に入居できる月収の上限 ※裁量階層：高齢者や障害者等、入居収入基準額を緩和する階層
本市の対応	入居収入基準額 ○現行額を維持（本来階層：158,000 円／裁量階層：214,000 円） 裁量階層の範囲 ○「同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合」を「同居者に 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者がある場合」に拡大

【入居収入基準額を維持する理由】

入居収入基準額は平成 21 年度に改正されており、当時と比べて、所得の水準や賃貸住宅の家賃等に大きな変化が認められる状況にないため。

【裁量階層の範囲を中学校卒業程度までに拡大する理由】

市営住宅では、入居者の高齢化が進んでおり、自治会活動や市営住宅の維持管理に必要な活動の担い手となる若い世代の入居を促進し、また、子育て世帯を支援するため。

イ 整備基準

法改正の概要	○「省令で定める」を「条例で定める」に改正
本市の対応	○現行の基準を維持（敷地、住戸及び共同施設などの整備基準を規定）

ウ 福島復興再生特別措置法の居住制限者の入居者資格の緩和

福島復興再生特別措置法第 20 条に規定する居住制限者（＝同法の避難指示区域に東日本大震災発生当日住んでいた者）は、市営住宅の申込要件（下記①～⑤）のうち、④⑤の要件を満たしていれば、市営住宅への申込を認める。

（申込要件）①市内在住要件、②同居親族要件、③入居収入基準、
④住宅困窮要件、⑤暴力団員でないこと

エ ヨコハマ・リぶいん転用型の市営住宅の一部廃止（2 住宅の名称を別表から削除 栄マンション（3 戸）、K I N G ハイム鶴ヶ峰（5 戸）

(2) 横浜市改良住宅条例の一部改正

改良住宅条例の入居収入基準及び居住制限者の入居者資格について、市営住宅条例を引用しているため、同条例の改正にあわせて必要な条文の整理を行います。

(3) 施行日

平成 2 5 年 4 月 1 日（(1)エの K I N G ハイム鶴ヶ峰については平成 2 5 年 1 0 月 1 日）